第４次八街市男女共同参画計画

（案）

令和　年　月

八　　街　　市

はじめに

挨拶文掲載予定

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第２条）

男女共同参画社会が実現すると・・・

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

○女性の政策、方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上
○働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮

家庭生活の充実

○家族を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって、家族のパートナーシップの強化
○仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加

地域力の向上

○男女がともに主体的に地域活動やﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ等に参画することによって、地域コミュニティーが強化
○地域の活性化、暮らし改善、こどもたちが伸びやかに育つ環境が実現

ひとりひとりの豊かな人生

仕事・家庭・地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

出典：内閣府男女共同参画局

目　次

第１章　計画の策定にあたって..... 6
　１　計画策定の趣旨..... 6
　２　計画の位置づけ..... 7
　３　計画の期間..... 7
　４　男女共同参画を取り巻く本市の状況..... 8
　　(1)　少子高齢化の進展..... 8
　　(2)　家族形態の変化..... 10
　　(3)　男女の労働の状況..... 10
　　(4)　男女の地位平等の状況..... 11
　　(5)　ＤＶ相談件数の推移..... 12
第２章　計画の基本的な考え方..... 13
　１　基本理念..... 13
　２　目指す姿..... 13
　３　基本目標..... 13
　４　計画の体系..... 18
第３章　施策の内容..... 19
　基本目標Ⅰ　あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の推進..... 19
　　施策項目１　　政策・方針決定過程における男女共同参画の推進..... 19
　　施策項目２　　あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映..... 20
　　施策項目３　　ライフステージに応じた男女共同参画の推進..... 21
　基本目標Ⅱ　働く場における女性活躍の推進..... 24
　　施策項目４　　働く場における女性への活躍支援..... 24
　　施策項目５　　誰もが働きやすい職場環境づくり..... 25
　基本目標Ⅲ　誰もが健康で安全・安心に暮らせる社会の実現..... 26
　　施策項目６　　あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援..... 26
　　施策項目７　　誰もが安心して暮らせる環境の整備..... 28
　　施策項目８　　生涯を通じた健康づくりの推進..... 32
　基本目標Ⅳ　男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤づくり..... 34
　　施策項目９　　男女共同参画の意識づくり..... 34
　　施策項目１０　一人一人を大切にする教育・学習の充実..... 36
　　施策項目１１　推進体制の整備・強化..... 38

第４章　推進体制..... 39
評価指標一覧..... 40
資料編..... 42
　第４次八街市男女共同参画計画策定経過..... 43
　八街市男女共同参画社会づくり推進懇話会名簿..... 44
　八街市男女共同参画社会づくり推進懇話会設置要領..... 45

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

本市では、将来都市像を「緑豊かに心豊かに健やかに　ともに支えあい安心して暮らせる八街」と定め、その実現に向けて、男女が互いにその人権を尊重し、ともに喜びも責任も分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しています。

平成１８年３月に「八街市男女共同参画計画」を策定して以降、令和４年３月には現行計画である「第３次八街市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを継続的に行ってきました。しかしながら、男女の地位平等について男性優遇と感じる人の割合がいまだに高いほか、「男性は仕事、女性は家庭・育児」という固定的な性別役割分担意識[1]についても少しずつ改善しているものの根強く存在しています。

また、人権侵害という点においても、配偶者等からの暴力や性被害はドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）[2]と呼ばれる重大な人権侵害であり、児童虐待についてもＤＶと関係が深いことから、関係機関との連携により重点的に取り組むことが必要です。

国際情勢に目を転じると、平成２７年に国連で採択された「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）として１７の目標と、その目標に紐付く１６９のターゲットが設定されており、男女共同参画に関連するものとしては、目標５の「平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」とあり、ターゲットの１つとして「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する」と掲げられていることからも、本市の取組についてより一層の強化が求められます。

これまでの課題を踏まえるとともに、新たな課題や社会状況の変化に対応するため、「第４次八街市男女共同参画計画」を策定します。

---

[1]男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方。

[2]配偶者間・パートナー間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的・経済的・性的等あらゆる暴力が含まれる。

２　計画の位置づけ

(1)この計画は、男女共同参画社会基本法に基づく法定計画であり、本市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。

(2)この計画は、国の第６次男女共同参画基本計画、県の第６次千葉県男女共同参画計画及び八街市総合計画２０２５、その他本市の関連諸計画との整合性を図りながら、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

(3)この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「ＤＶ防止法」という。）第２条の３第３項に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画としても位置づけています。

(4)この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第６条第２項に基づき、市内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての市町村推進計画としても位置づけています。

(5)この計画は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援新法」という。）第８条第３項に基づき、本市における困難な問題を抱える女性への支援のための施策を総合的に推進するための一体的な市町村基本計画としても位置づけています。

なお、基本計画等に該当する範囲は、「計画の体系」に明示しています。

３　計画の期間

この計画の期間は、令和９年度から令和１３年度までの５年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や本計画の進行状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

４　男女共同参画を取り巻く本市の状況

（1）　少子高齢化の進展

本市の人口は、昭和５０年代後半から急激に増加し、平成２年の国勢調査では５万人超となりました。その後も人口増加は続いていましたが、平成１７年の７５，７３５人をピークに減少に転じ、令和７年には６４，４８９人となっています。

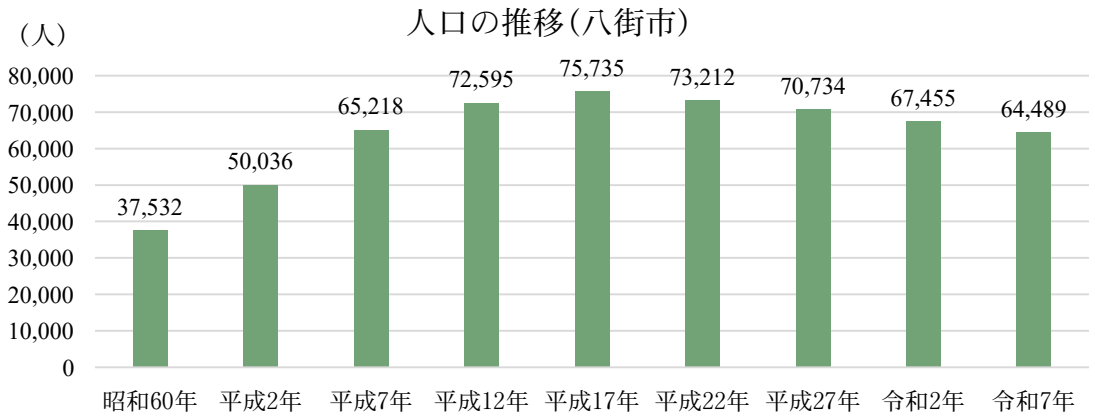

資料：国勢調査人口

近年の本市の高齢者人口（６５歳以上）の割合は上昇を続けており、令和７年では３４．３％となり、市民のおよそ３人に１人は高齢者となっている状況です。高齢化が進むと、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多くなります。そこで、介護・育児・就労等の多様な問題に対して男女が共に支え合い、また、地域全体で助け合う社会の実現が求められます。

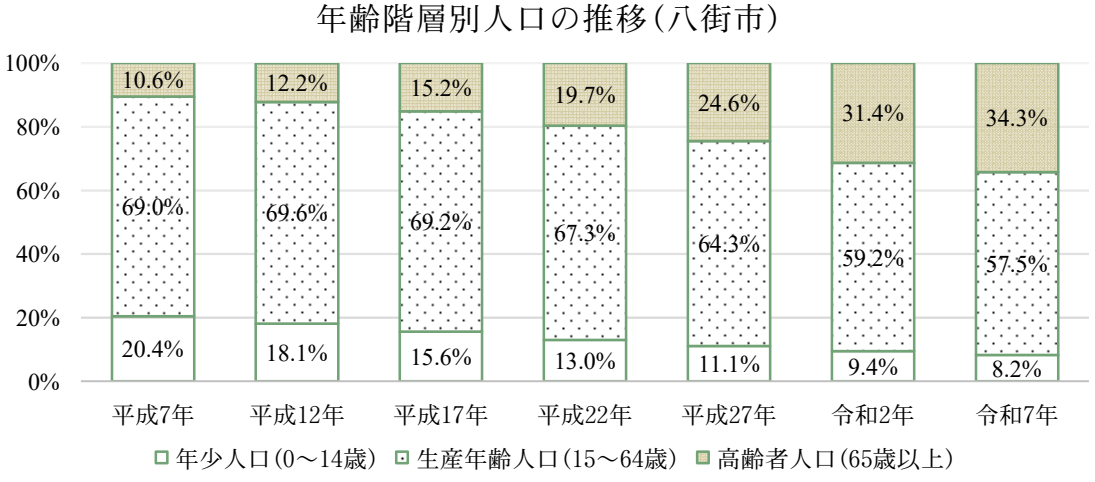

資料：国勢調査人口

令和６年の合計特殊出生率[3]は国が１．１５、県が１．０９となっており、国・県ともに近年は減少に転じています。本市では０．８６であることから、国や県よりも低い水準となっています。また、出生数も減少傾向にあり、今後も少子化が進行することが予測されます。

働く女性にとって、出産・育児と仕事の両立が大きな課題であり、出産・育児と仕事の両立が可能となるように、子育て期において育児や仕事の負担軽減を図るため、家庭の理解・協力はもちろんのこと、地域の支援や保育支援や育児休業の取得推進等、社会全体での支援が求められます。

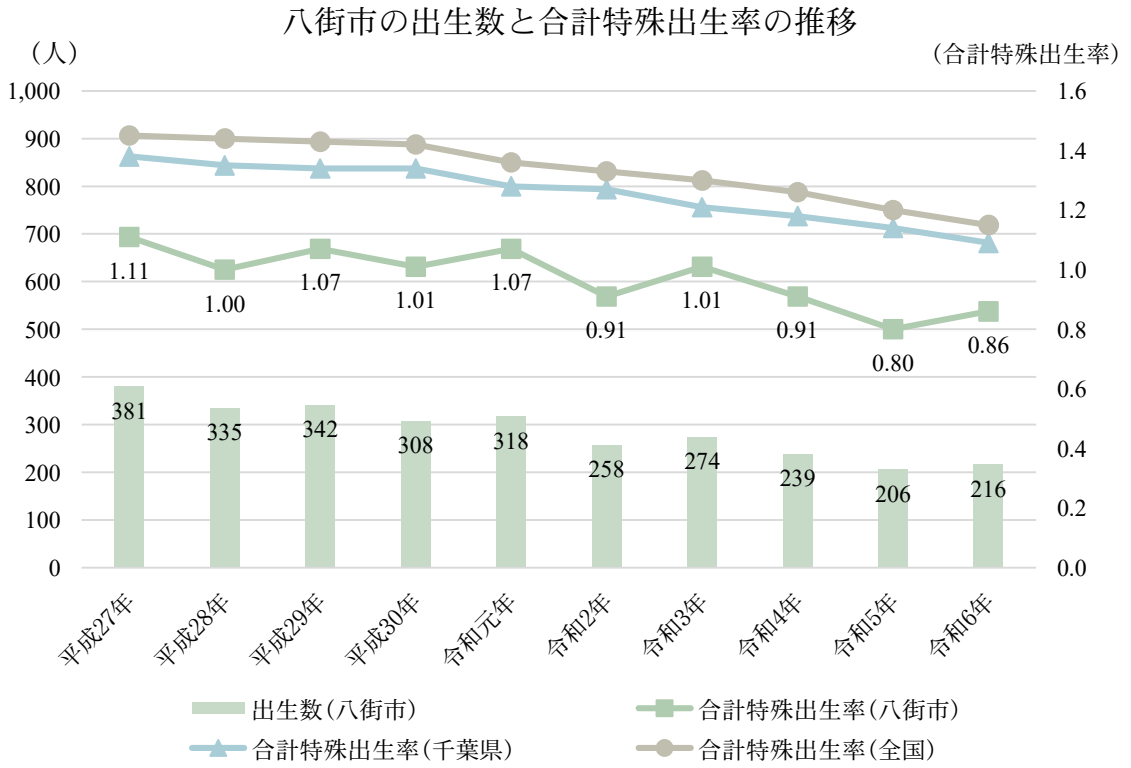

資料：千葉県「人口動態統計」

[3]15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率の合計で、１人の女性が一生の間に産む平均こども数。合計特殊出生率が 2.08 を下回ると、将来長期的には人口が減少する。

(2)　家族形態の変化

本市の世帯数及び１世帯当たり人員の推移をみると、世帯数は増加しており、また、１世帯当たりの人数は年々減少しています。その原因としては、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、核家族化の進行等が考えられます。

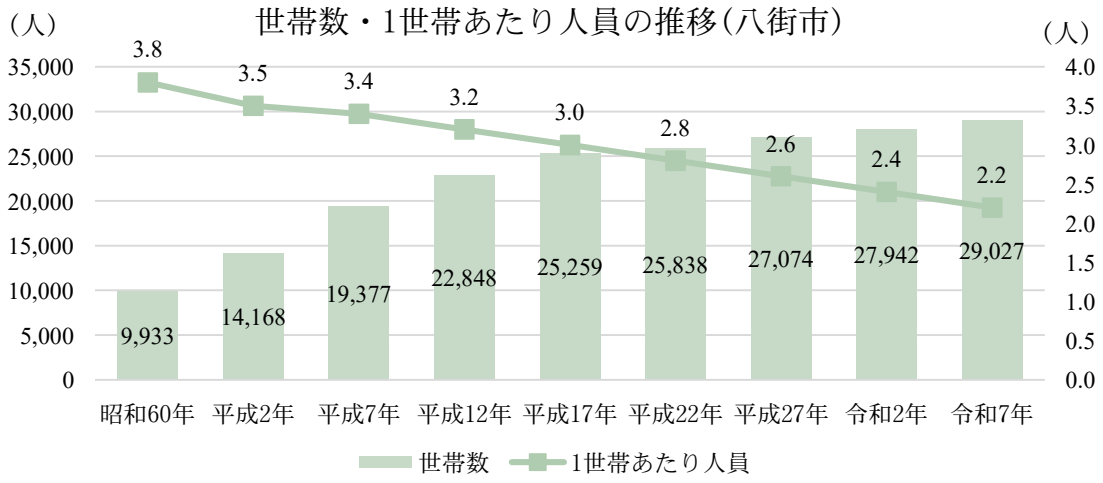

資料：国勢調査人口

(3)　男女の労働の状況

本市の年齢階層別労働力率を男女別にみると、男性は２０歳代後半から５０歳代後半まで９０％を越えて大きな変化がないのに対し、女性は就業率が増加し、解消されてきているものの、２０歳代後半に上昇した後、出産・子育て期にあたる３０歳代で低下し、４０歳代再び上昇するＭ字カーブ[4]を描く傾向となっています。

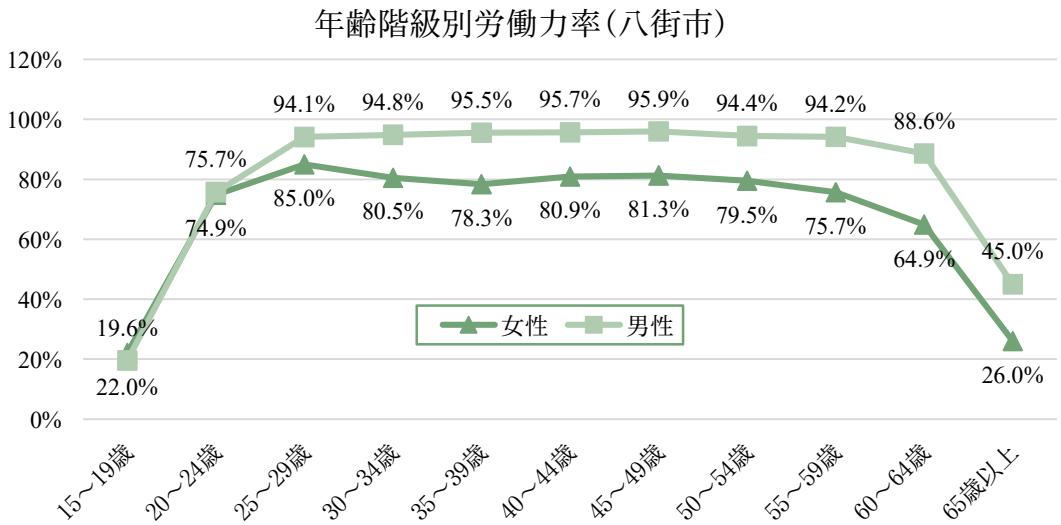

資料：令和２年国勢調査

[4]日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になります。M字を描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにあります。

(4)　男女の地位平等の状況

男女の地位平等について、『男性優遇（計)』が最も高い項目は、「(7)社会通念・慣習・しきたりなどで」の７１．６％となっており、次いで「(6)政治や意思決定の場で」の６３．３％となっています。どの項目も『男性優遇（計)』の占める割合が多くなっています。

男女平等と人権の尊重について

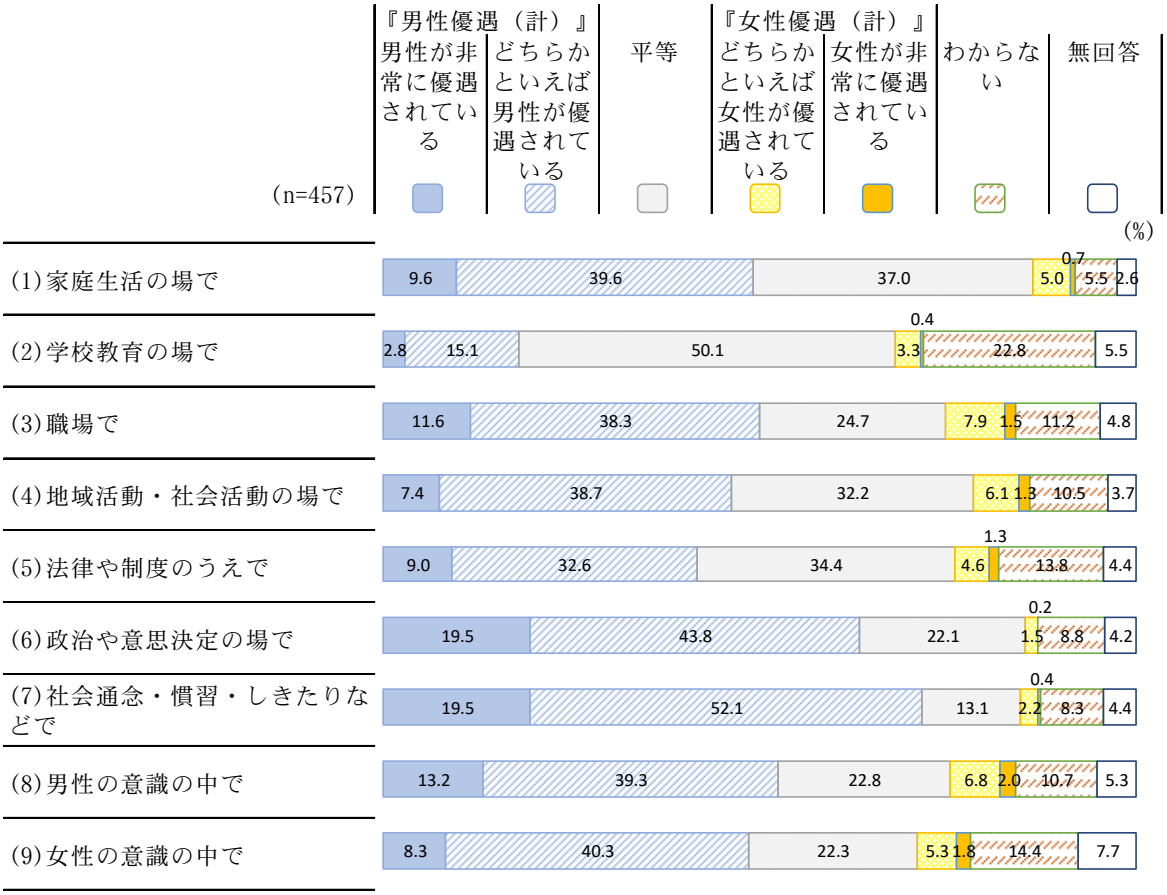

資料：令和７年男女共同参画社会に関する市民意識調査

(5)　ＤＶ相談件数の推移

本市は、女性が抱えるあらゆる悩みに応じる相談事業として、平成２６年４月より、女性相談支援員による相談を開始し、ＤＶ等の女性の人権に関する相談に対応してきました。

ＤＶの相談件数は年々増加し、令和６年度以降は減少したものの、依然として深刻な状況にあります。

ＤＶは、未然に防ぐことが第一ですが、市が被害を受けた人の身近な相談窓口となり、安心して生活できるように支援する必要があります。

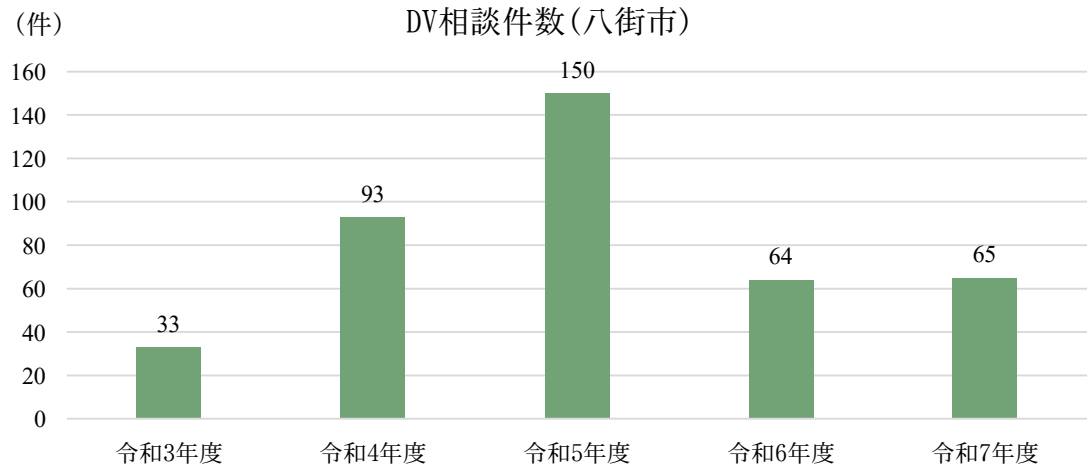

資料：子育て支援課

第２章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

日本国憲法は、個人の尊重と法の下の平等をうたっており、また、男女共同参画基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念として掲げています。

２　目指す姿

基本理念を基に、更なる男女共同参画社会の実現に向けて、

「男女が互いを尊重し、一人一人が大切にされるまちの実現」

を本計画の目標とし、諸施策を推進します。

３　基本目標

この計画では、計画の目標の実現のために、次の基本目標を設定し、本市の男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

・基本目標Ⅰ　あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の推進

施策項目１　　政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

施策項目２　　あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映

施策項目３　　ライフステージに応じた男女共同参画の推進

・基本目標Ⅱ　働く場における女性活躍の推進

施策項目４　　働く場における女性への活躍支援

施策項目５　　誰もが働きやすい職場環境づくり

・基本目標Ⅲ　誰もが健康で安全・安心に暮らせる社会の実現

施策項目６　　あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援

施策項目７　　誰もが安心して暮らせる環境の整備

施策項目８　　生涯を通じた健康づくりの推進

・基本目標Ⅳ　男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤づくり

施策項目９　　男女共同参画の意識づくり

施策項目１０　一人一人を大切にする教育・学習の充実

施策項目１１　推進体制の整備・強化

基本目標Ⅰ　あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の推進

多くの分野において女性の参画が進んできていますが、政策・方針決定過程への女性の参画を含めた女性の活躍は、十分とはいえません。女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながります。

また、あらゆる分野に多様な人材を登用し、男女共同参画の視点を反映させることは、社会に活力やイノベーションをもたらし、持続的な発展につながるものと考えられるため、男女が共に活躍する場を広げていく必要があります。

家庭生活では、今なお、家事や育児・介護等の多くを女性が担っています。このような固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス[5]）は、女性の就労継続や職場復帰の障害となるだけでなく、男性の家事・育児等の家庭への参加を困難にしています。

働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、多様で柔軟な働き方、パートナーの子育て・介護等への参画等の実現が課題となっています。

そこで、すべての人々が、その生き方に自信と誇りを持ち、あらゆる分野でその個性と能力を十分に発揮することにより、様々なライフステージに応じて、互いに協力し、支え合い、共に活躍できる社会の実現に向けた取組を推進します。

役割分担の現状について

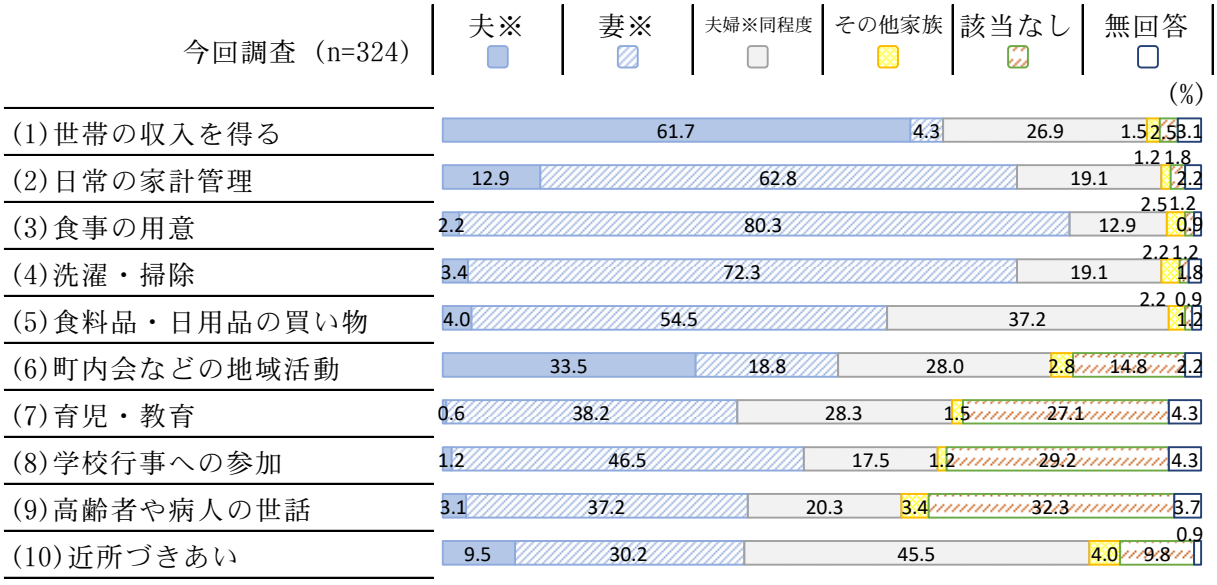

※夫婦には、それぞれ同居のパートナーを含む

資料：令和７年男女共同参画社会に関する市民意識調査

[5]自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ、偏りをいいます。

基本目標Ⅱ　働く場における女性活躍の推進

働く場における制度上の環境については、徐々に改善されつつありますが、男性の長時間労働や女性の就労継続等、雇用条件や就業環境では、いまだに男女格差が解消されていません。就業は、生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものでもあります。少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別にかかわりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりの推進が、とても重要となっています。

そこで、働く場における様々な男女間の格差を解消するとともに、多様な働き方や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス[6]）など、誰もが働きやすい職場環境づくりを進めることで、女性が主体的に、それぞれが持つ能力を発揮し、社会の対等な構成員として、活躍できる社会を実現することを目指します。

働きやすい職場づくりについて大切なこと（複数回答）

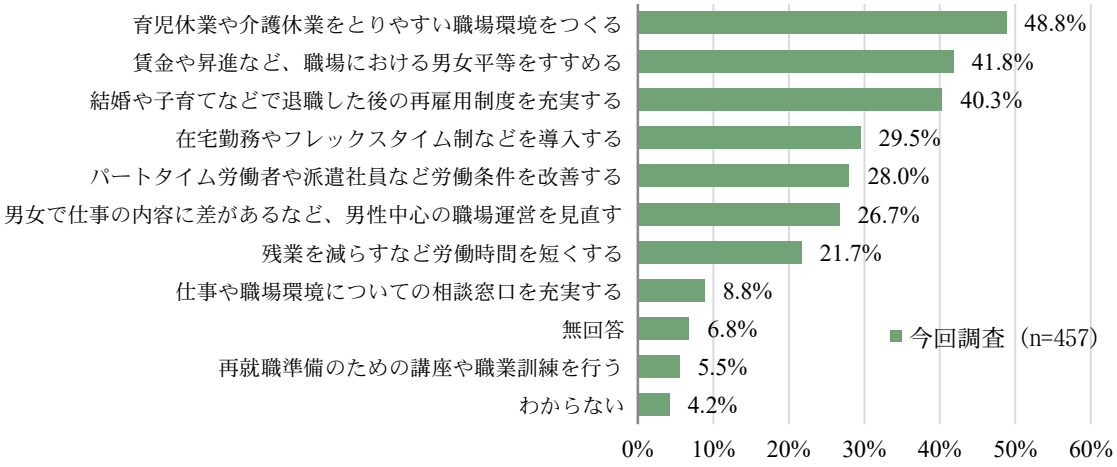

資料：令和７年男女共同参画社会に関する市民意識調査

[6]「仕事と生活の調和」と訳されます。仕事と家庭生活や地域活動等の「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすることです。

基本目標Ⅲ　誰もが健康で安全・安心に暮らせる社会の実現

個人の人権に対する最大の侵害である暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは重要です。加えて、被害者がこども・高齢者・障がい者等である場合、支援に当たってはきめ細やかな対応が不可欠となり、とりわけ、パートナーからの暴力においては、被害者のみならずそのこどもにも悪影響を与えます。こうした状況を踏まえ、あらゆる暴力の根絶に向けた取組と被害者への支援を強化することが必要です。

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となります。さらに、高齢者、障がいを持つ人、外国人、性的マイノリティが抱える困難な問題について理解の促進・支援することは、あらゆる人々が社会を構成する一員として地域の中でいきいきと暮らせるようにするために必要です。

また、男女が互いにライフステージや性差に応じた健康について理解を深めることは、生涯を通じた健康づくりにおいて大切です。

そこで、一人一人が、年齢、性別、障がいの有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など、様々な違いを理解し、互いに個人として尊重されるとともに、安全・安心に暮らせる社会を実現することを目指します。

行政のDV支援対応について望むもの（複数回答）

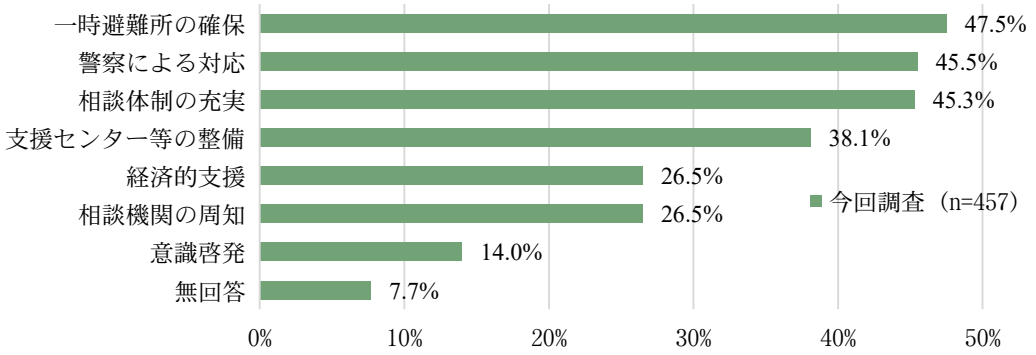

資料：令和７年男女共同参画社会に関する市民意識調査

基本目標Ⅳ　男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤づくり

職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍し、平等と感じられる社会を実現するためには、年齢、性別等を超えたあらゆる人々に対する男女共同参画への意識づくりが必要です。

また、社会制度や慣行を、男女共同参画社会の形成という視点から考え、男女とも多様なライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現には、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、一人一人が思いやりと自立の意識を育み、男女共同参画の視点にあった教育、学習の充実を図ることが重要です。

そこで、社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し、男女共同参画社会を実現するための意識変革や基盤を整備することを目指します。

「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方について

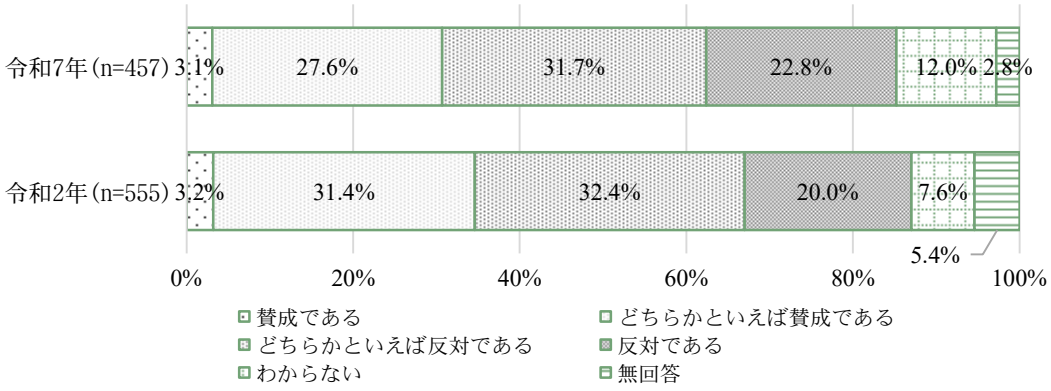

資料：令和７年男女共同参画社会に関する市民意識調査

学校教育の分野において大切なこと（複数回答）

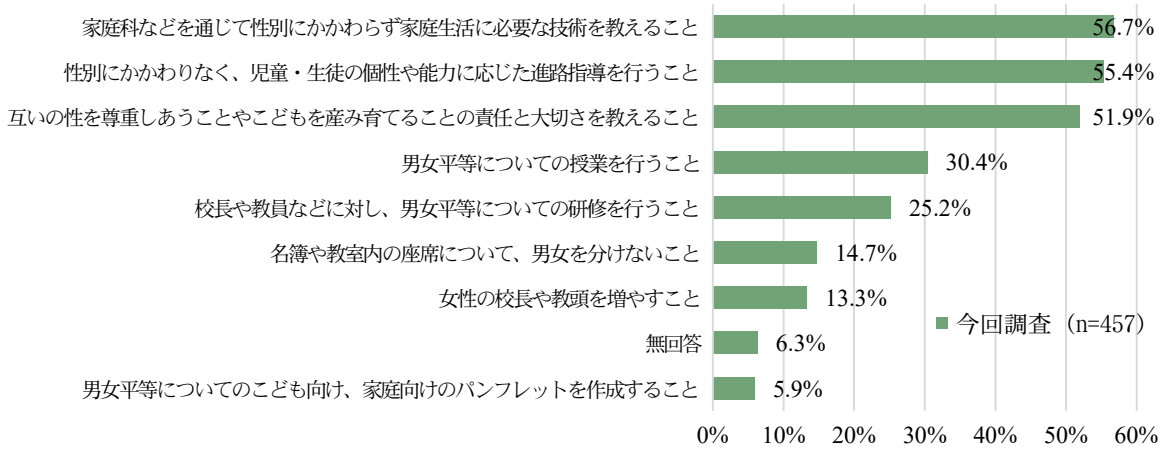

資料：令和７年男女共同参画社会に関する市民意識調査

4　計画の体系

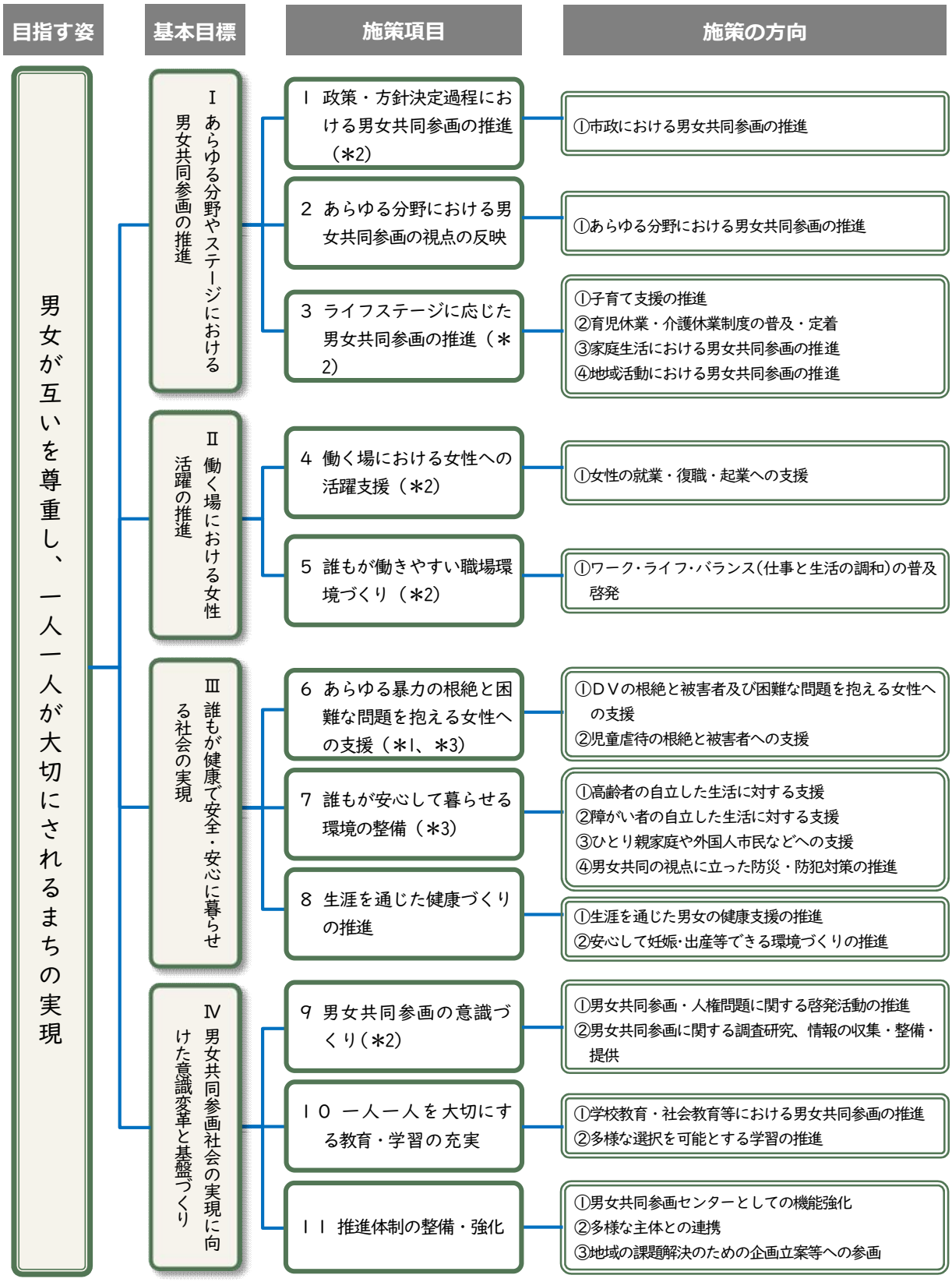

＊1 ＤＶ防止法に基づく市町村基本計画に該当
＊2 女性活躍推進法に基づく市町村推進計画に該当
＊3 女性支援新法に基づく市町村推進計画に該当

第３章　施策の内容

基本目標Ⅰ　あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の推進

施策項目１　　政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

◆現状と課題

政策・方針決定過程に男女が共同して参画する機会が確保されることは、男女があらゆる分野において利益を享受することができ、ともに責任を担うべき男女共同参画社会を実現するためにとても重要です。

ＳＤＧｓのターゲットの１つとして「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する」とあり、本市においても、女性の参画は様々な分野で進めてきていますが、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とは言えず、審議会の女性委員の比率は令和７年４月１日現在で１８．８％であり、県内平均の２９．５％と比べると低い状況となっています。

このような状況を踏まえ、多様な人材の能力活用等の観点から、重要な担い手としての女性の役割を認識し、女性の活躍の機会を拡大することが重要です。

◇評価指標

NO.	指　　標　　名	現状値(R8 年度)	目標値(R13 年度)	担当課
1	審議会等の女性委員の割合	23%	30%	企画政策課 関係各課
2	管理的地位にある職員(本庁)に 占める女性職員(本庁)の割合	17.1%	増加を 目指します	総務課

◆施策の方向①　市政における男女共同参画の推進

審議会への女性の登用や市職員の女性管理職登用を推進します。

NO.	主な取組	内　容	担当課
1	審議会等への女性委員登用の推進	各種審議会等委員への女性の積極的な登用を推進します。	企画政策課 関係各課
2	管理職への女性登用の推進	性別に関わりなく、適切な人事管理を行う中で、女性の管理職への登用を推進します。	総務課
3	職員研修の実施	男女とも個々の能力開発を進め、行政の諸課題に対応できる人材の育成を図るため、職員研修を充実します。	総務課
4	市女性職員の活用・職域拡大の推進	女性職員を幅広いポストへの配置など、女性職員の活用・職域拡大等を促進します。	総務課
5	「八街市特定事業主行動計画」の推進	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき「八街市特定事業主行動計画」を策定し、職場環境を整備します。	総務課

施策項目２　　あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映

◆現状と課題

あらゆる分野に多様な人材を登用し、男女共同参画の視点を反映させることは社会に活力やイノベーションをもたらし、本市の持続的な発展につながるものとなります。

本市の基幹産業である農業従事者に占める女性の割合は令和２年国勢調査において、４３．９％となっており、農業振興において女性が重要な役割を果たしています。そのため、女性の経営への更なる参画を促し、女性が働きやすい就農支援や作業環境の整備を進めることが重要となります。

また、防災分野では消防団員の内、女性消防団員の割合は令和７年度時点でわずか４．３％であり、男女の人権を尊重して安全・安心を確保するために今後も更なる増加を図ることが重要となっています。

このような状況を踏まえ、あらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させるため、男女がともに活躍する場を拡大していく取組を進めていく必要があります。

◇評価指標

NO.	指　　標　　名	現状値(R8 年度)	目標値(R13 年度)	担当課
3	家族経営協定書の締結件数	71 件	81 件	農政課

◆施策の方向①　あらゆる分野における男女共同参画の推進

社会の多様性と活力を高め、性別に関係なく能力を発揮できる環境を実現するため、女性の参画が少ない分野において、女性の参画が進むようにするとともに、男性についても、これまで女性の参画が多かった分野を含め、あらゆる分野への参画が進むよう取組を推進します。

NO.	主な取組	内　容	担当課
1	女性認定農業者の推進	女性認定農業者数の増加を目指し、認定農業者制度の周知を行い、女性の経営参画を推進します。	農政課
2	農家での家族経営協定[7]の普及推進	経営方針や役割分担、就業環境等について家族間で取り決める「家族経営協定」の締結を推進し、女性の能力・労力に対する適正評価や責任ある立場での農業経営を推進します。	農政課
3	女性消防団員の推進	女性消防団を増やし、防災の現場における女性の参画拡大の一層の推進を図ります。	防災課
4	保育・介護分野等における男性の参画促進	保育士や介護職などの分野において、固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、男性が多様な分野へ参画しやすい環境づくりに向けた啓発活動や情報発信を行います。	企画政策課

[7]家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。

施策項目３　　ライフステージに応じた男女共同参画の推進

◆現状と課題

令和７年男女共同参画に関する市民意識調査によると、夫婦の家庭での役割について「妻が担当している」という回答が過半数を越えたものは、食事の用意、掃除・洗濯、日常の家計管理、食料品・日用品の買い物となっており、家事一般について女性が担当している傾向があります。また、育児・教育においても「夫婦同程度」という回答が増えたものの依然として女性が担当している傾向があります。

このような中で、男女がともに働き方・暮らし方・意識を変革し、互いに責任を分かち合いながら家事・育児等へ参画し、地域社会への貢献や自己啓発等あらゆる場面において活躍できる、男女がともに暮らしやすい社会の実現が求められています。

◇評価指標

NO.	指　　標　　名	現状値(R8 年度)	目標値(R13 年度)	担当課
4	待機児童数（保育園）	10 人	0 人	子育て支援課
5	市男性職員の育児休業取得の状況	75%	85%	総務課
6	各種公民館主催学習講座数	20 講座	20 講座	中央公民館
7	まなびぃガイド発行回数	年 2 回	年 2 回	生涯学習課

◆施策の方向①　子育て支援の推進

子育ての負担感などの緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、地域における子育て支援を推進します。

NO.	主な取組	内　容	担当課
1	多様な働き方を支援するための保育の実施	保育園における延長保育、産休明け保育、一時預かり事業の実施内容等の充実を図ります。	子育て支援課
2	保育園開放事業の実施	おやこの遊び・交流の場として、市内の各保育園で遊戯室と園庭を開放します。	子育て支援課
3	私立保育園施設整備事業の実施	待機児童を解消するため、私立保育園が行う施設整備に要する費用の一部を補助します。	子育て支援課
4	私立幼稚園における延長保育の推進	長時間預かりを行っている私立幼稚園に対し、運営費の補助等を行い、待機児童の解消を図り、安心して子育てできる体制を整備します。	子育て支援課
5	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)の充実	親子の交流場所、育児情報の交換・相談の場所、遊ぶ場所を提供し、子育て親子を支援します。	子育て支援課
6	ファミリー・サポート・センター事業の実施	こどもの預かり等の援助を希望する人と援助を行う人との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。	子育て支援課
7	子育て支援の推進	妊娠中や子育て中の方の交流の場であるおやこサロン「ひまわり」の周知を図るとともに、子育て支援サポーターによる子育て等に関する相談、子育て関連情報の提供を行います。	子育て支援課
8	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)の実施	保護者の就労等により、放課後に留守家庭となる児童の健全な育成を図るため、児童クラブを運営します。	子育て支援課
9	乳幼児に配慮した公共施設の整備	公共施設等において、幼いこどもを連れた方でも利用しやすいように、ベビーカーや授乳室を設置します。	財政課
10	子ども医療費の助成	こどもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減等を図るため、こどもの保険診療分の医療費を助成します。	健康増進課
11	母子歯科保健の推進	乳幼児を対象に、歯科健康診査の実施・指導を行います。	健康増進課
12	子どもの「食」教室の実施	こどもの食行動を家族全体で改善し、親子で「食」を通じたふれあいを築く支援を行います。	健康増進課
13	幼児健康診査の実施	身体発育及び精神発達面から総合的な健康診査を実施し、その結果に基づき適切な指導を行います。	健康増進課
14	予防接種の推進	感染症の発生及び重症化やまん延を予防し、公衆衛生の向上に寄与し、健康増進を図ります。	健康増進課
15	乳幼児と保護者のためのおはなし会の実施	絵本やわらべうたを通じて保護者と乳幼児が良好な関係を結べるよう支援します。	図書館

◆施策の方向②　育児休業・介護休業制度の普及・定着

育児休業の取得促進など、働き方の見直しに努めます。

NO.	主な取組	内　容	担当課
1	市職場における男性職員の育児参加等の推進	育児休業や育児のための休暇、介護休暇等の制度周知に努め、職場及び職員の意識改革を進めます。	総務課
2	育児休業・介護制度の普及・啓発	育児休業・介護休業制度[8]など、各種休暇制度の普及に努めます。	まちづくり振興課

◆施策の方向③　家庭生活における男女共同参画の推進

男女共同参画の意識を広く普及・浸透させるために、家庭生活において男女共同参画についての理解の推進を図ります。

NO.	主な取組	内　容	担当課
1	講座教室等開催事業の実施	男女共同参画の視点に立った各種講座・教室等の開催に努めるとともに、開催日程や内容等に配慮し、誰もが参加しやすい講座づくりを目指します。	中央公民館
2	家庭教育学級の実施	幼児、小・中学校の保護者を対象に、こどもの成長に伴う理解や保護者の役割など、家庭教育の重要性を学ぶ学習機会の充実を図ります。	生涯学習課
3	家庭教育講演会の開催	講演会を通じて、子育てや家庭・家族の役割について理解を深め、家庭教育の重要性を再認識するとともに、家庭の教育力の回復を図ります。	生涯学習課

◆施策の方向④　地域活動における男女共同参画の推進

男女ともに、様々な地域活動に積極的に参加することで、お互いに支え合い、一人一人が大切にされる社会を目指します。

NO.	主な取組	内　容	担当課
1	ＮＰＯ活動やボランティア活動に関する情報の提供	ＮＰＯ、ボランティア活動等、市民活動の促進に関する情報提供に努めます。	まちづくり振興課
2	まなびぃガイドの作成	まなびぃガイドを充実させて、老若男女がいつでもどこでも楽しく学び活動する生涯学習を推進します。	生涯学習課

[8]育児・介護休業法にて、育児休業と介護休業の制度の設置、子の養育と家族介護を行う労働者に対して、事業主が行わなければならない勤務時間などに関する措置や支援措置について定めています。これにより、育児・介護を行う労働者の雇用の継続や再就職の促進を図り、職業生活と家庭生活の両立に寄与することを通じて、その福祉の増進と経済・社会発展に資することを目的としています。

基本目標Ⅱ　働く場における女性活躍の推進

施策項目４　　働く場における女性への活躍支援

◆現状と課題

就業は、生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものであり、働きたい人が性別にかかわりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは極めて重要です。しかしながら、M字カーブ問題や、子育てや介護等の理由により就業を希望しながら求職していない女性が多くいます。

そのため、継続就業を望んでいる女性が子育て・介護等により就業を中断することなく継続できるよう一層支援するとともに、就業を中断した女性の意欲と能力を生かす再就職、さらには起業などの支援が必要です。

また、性別を理由とする差別的取扱いや、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い（マタニティハラスメント[9]）等の根絶など、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保が不可欠です。

◇評価指標

NO.	指　　標　　名	現状値(R8 年度)	目標値(R13 年度)	担当課
8	女性が働きやすい環境にあると思う市民の割合 （男女共同参画社会に関する市民意識調査）	26.9%	80%	企画 政策課

◆施策の方向①　女性の就業・復職・起業への支援

関係機関と連携し、市内事業所等の改善に向けた取組を推進するほか、就労意欲を持つ女性などを支援するための施策を推進します。

NO.	主な取組	内　容	担当課
1	男女雇用機会均等法[10]等の普及・啓発	リーフレット等の窓口への備え付けや、商工会議所を通じて各事業所等への普及・啓発を行います。	まちづくり 振興課
2	市内事業所への男女共同参画表彰制度の周知	千葉県男女共同参画推進事業所表彰制度について、市内事業所に周知を行います。	企画政策課
3	起業・創業に対する支援（八街市中小企業資金融資制度）	市内で、起業･創業しようとする市民に対して、資金融資等を行います。	まちづくり 振興課
4	母子家庭等就労自立促進事業の実施	千葉公共職業安定所と協定を締結し、児童扶養手当受給者に対する就労支援を行います。	子育て支援課

[9]職場において、妊娠・出産した方に対して、妊娠や出産をしたことが業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う（ひどい場合には、退職にまで至る）行為を指す言葉です。

[10]女性労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあっては、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることを基本理念とし、事業主並びに国及び地方公共団体は、基本理念に従って、女性労働者の職業生活の充実が図られるよう努めなければならないと規定しています。

施策項目５　　誰もが働きやすい職場環境づくり

◆現状と課題

働く場において誰もがその能力を発揮するためには、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、多様で柔軟な働き方やワーク･ライフ･バランスを実現することが重要となります。また、これらを実現することは、働く人自身の健康の維持や仕事に関する満足度を向上させるだけではなく、優秀な人材の確保や離職率の低下につながるほか、業務の効率化が進み、生産性が向上するなど、経営戦略としても重要となります。

令和７年男女共同参画に関する市民意識調査において、働きやすい職場をつくるために職場環境や労働条件の改善等が大切だという回答が多く挙げられています。

◇評価指標

NO.	指　　標　　名	現状値(R8 年度)	目標値(R13 年度)	担当課
9	広報誌･ホームページを利用したワーク・ライフ・バランスの啓発	未実施	年１回以上	企画政策課

◆施策の方向①　ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及啓発

多様な働き方がある中で、一人一人が能力を十分に発揮することができる社会を目指し、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。

NO.	主な取組	内　容	担当課
1	市民へのワーク・ライフ･バランスの普及･啓発	広報やホームページを活用し、市民へワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を行います。	企画政策課
2	市内事業所へのワーク･ライフ･バランスの普及・啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市内事業所に対して関係機関と連携し、啓発に努めます。	まちづくり振興課
3	市役所の職場環境の整備	職員が、仕事と家庭生活を両立しやすい職場の雰囲気や環境の整備を各職場に働きかけます。	総務課

基本目標Ⅲ　誰もが健康で安全・安心に暮らせる社会の実現

施策項目６　　あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援

◆現状と課題

個人の人権に対する最大の侵害である暴力は、どのような形であっても、また、どのような理由があっても許されるものではありません。

特に、パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス（以下「ＤＶ」という。））は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その背景には、社会的地位や経済力の格差など男女がおかれてきた社会的・構造的な問題があり、多くの場合、女性が被害者となっています。女性が直面する困難な問題は、ＤＶなどの暴力被害をはじめ、性的な被害、経済的困窮、家庭関係の破綻、孤独・孤立、妊娠・出産、心身の不調などが複雑に絡み合い、多様化・複雑化・複合化しています。

こうした問題は、その多くが家庭内で起こるため、本人や周囲が困難として認識しにくく、気づかないうちに暴力がエスカレートする場合があります。また、言動や態度による精神的な暴力などは外部から発見することが難しく、被害が長期間にわたって顕在化しないまま、深刻化するおそれがあります。そして、同居しているこどもへの虐待が行われている場合も多く、こどもの成長に重大な影響を及ぼします。

ＤＶを許さない社会を実現することは、人権の擁護と男女共同参画社会を実現する上で、最優先で取り組むべき課題です。

暴力を生まないための予防教育をはじめ、暴力を容認しない社会風土の醸成など、暴力の根絶に向けた基盤づくりの強化を図るとともに「ＤＶ防止法」及び「女性支援新法」の趣旨を踏まえ、年齢、障がいの有無、国籍、家庭環境等にかかわらず、困難を抱える女性の意思と尊厳を尊重し、相談、保護、心身の回復、生活の安定及び自立に向けた支援を包括的に行います。また、関係機関及び民間団体との協働により、早期から切れ目のない支援を行う体制を整備するとともに、関係法令の周知徹底及び厳正な執行に努めます。

◇評価指標

NO.	指　　標　　名	現状値(R8 年度)	目標値(R13 年度)	担当課
10	DV を受けたときに相談した方の割合 （男女共同参画社会に関する市民意識調査）	28.6%	増加を 目指します	子育て 支援課
11	児童虐待防止に係る広報掲載及び啓発物配布回数	年 14 回	年 15 回	子育て 支援課
12	女性相談支援員の配置及び研修等による資質向上	2 名 年 13 回程度	2 名以上 維持継続	子育て 支援課

◆施策の方向①　ＤＶの根絶と被害者及び困難な問題を抱える女性への支援

ＤＶを容認しない社会風土を醸成するための啓発を強化し、ＤＶの根絶を目指します。ＤＶ被害者及び困難な問題を抱える女性の意思と尊厳を尊重した相談支援を行います。関係機関との連携により支援体制づくりを推進します。

NO.	主な取組	内　容	担当課
1	ＤＶ防止に関する広報啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」などで、ＤＶ防止のための啓発活動や、広報によりＤＶ被害者に向けた情報提供を行います。	子育て支援課
2	ＤＶ等相談体制の充実	女性相談支援員等を確保配置し、研修等への参加による資質向上をはかり、ＤＶ相談体制を充実します。ＬＩＮＥによる相談予約等を導入し相談に繋がりやすい環境つくります。	子育て支援課
3	緊急時における安全の確保	ＤＶ被害者の緊急時における安全を確保するため、関係機関との連携を図り、一時保護の支援を行います。	子育て支援課
4	住民基本台帳事務におけるＤＶ及びストーカー行為等の被害者支援措置の実施	ＤＶ及びストーカー行為等の被害者の保護を図るため、本人及びその家族の住民基本台帳の閲覧･住民票及び戸籍の付票の写しの交付を制限します。	市民課
5	戸籍事務におけるＤＶ及びストーカー行為等の被害者支援措置の実施	ＤＶ被害者等が届け出た戸籍法に基づく届出書類について、被害者からの申入書を届出書に添付して、管轄法務局や関係市町村に送致し、被害者の住所･電話番号などの連絡先などが覚知されないよう配慮します。	市民課
6	アウトリーチ及びアフターケアの実施	関係各課との連携により支援を必要とする女性の早期発見の体制づくりを推進します。また、支援後も本人の意向に応じて継続的な相談や状況確認を行い必要な支援に繋げます。	子育て支援課
7	関係者及び民間支援団体等との支援調整会議の設置にむけた連携	困難な問題を抱えた女性の支援に従事する者及び関係機関で構成される支援調整会議について、関係各課と連携し設置を検討します。また、民間支援団体との支援体制づくりを推進します。	子育て支援課 関係各課
8	生活困窮等の困難な状況の相談支援	女性相談支援員等が本人の意思を尊重しながら、関係機関に繋ぎ生活の安定と自立を支援します。	子育て支援課

◆施策の方向②　児童虐待の根絶と被害者への支援

児童虐待の発生予防、早期発見及び早期対応を推進するとともに、被害を受けたこどもが必要な相談・支援を受けられる体制づくりを推進し、児童虐待の根絶を目指します。

NO.	主な取組	内　容	担当課
1	児童虐待対応に係る関係機関・団体との連携強化	児童虐待の早期発見や、各機関での適切な支援が行えるよう、関係機関の連携を強化します。	子育て支援課
2	児童虐待相談体制の実施	家庭児童相談員等が研修の参加により、多様な相談に適切に対応します。	子育て支援課
3	児童虐待防止に関する広報啓発	児童虐待防止月間などで、児童虐待防止に関する広報掲載や啓発物の配布を行います。	子育て支援課

施策項目７　　誰もが安心して暮らせる環境の整備

◆現状と課題

近年、本市の高齢者人口（６５歳以上の人口）の割合は上昇を続けており、令和７年国勢調査では３４．３％となっています。少子高齢化が進む中、高齢者が社会を支える一員として社会参画の機会を持ち、自立し、安心して暮らせる地域社会づくりや環境整備が必要です。

また、障がいのある人が、性別にかかわらず、地域の中で自立した生活を送り、社会の構成員として積極的に社会参加できるよう、自己決定や自己実現を支援するとともに、福祉サービスの充実や地域基盤の整備を進めることが重要です。

ひとり親家庭では、仕事・家事・子育てを一人で担うことによる経済的・精神的な負担が大きくなる場合があります。また、外国人市民や性的指向・性自認等に関する困難を抱える人など、社会生活の中でさまざまな困難や生きづらさを抱える人が、地域で孤立することなく安心して生活できるよう、それぞれの実情に応じた支援や、多様性を尊重する環境づくりが必要です。

さらに、災害時には、平常時から存在する社会的な課題がより顕著に現れることから、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災対策を進めることが重要です。避難所等において、性別や年齢、子育て・介護等の状況、障がいの有無などによるニーズの違いに配慮するとともに、女性の意思決定の場への参画を進める必要があります。

加えて、犯罪や暴力等による人権侵害を防止し、誰もが安全・安心に暮らせる地域を実現するため、男女共同参画の視点を取り入れた防犯対策を推進するとともに、一人ひとりの人権や多様性が尊重される環境づくりを進める必要があります。

◇評価指標

NO.	指　　標　　名	現状値(R8 年度)	目標値(R13 年度)	担当課
13	国際交流イベントの実施	年１回	年１回以上	まちづくり振興課
14	自主防犯組織の結成数(累計)	14 団体	16 団体	防災課

◆施策の方向①　高齢者の自立した生活に対する支援

高齢者が、家庭や地域で安心して暮らせる環境を整備します。

NO.	主な取組	内　容	担当課
1	高齢者の健康づくりの推進	各種健康診査、生活習慣病予防等の健康教育、健康相談等の充実のほか、運動教室等を実施します。	高齢者福祉課 健康増進課
2	高齢者福祉サービスの実施	緊急通報装置の貸与や、配食サービス、寝たきり高齢者等へのおむつ給付等、在宅高齢者へのサービス充実に努めます。	高齢者福祉課
3	介護保険事業の広報・啓発	介護保険事業についての広報･啓発活動を強化します。	高齢者福祉課
4	介護保険事業サービスの実施	介護保険事業における利用者ニーズの変化に対応したサービス供給体制の充実を図りながら、サービスの質の確保・向上を図ります。	高齢者福祉課
5	介護予防の推進	自立支援のため、身体機能の維持や重度化の防止を図り、生活機能を向上させるための介護予防を推進します。	高齢者福祉課
6	相談体制の整備	福祉や介護に関する相談に応じ、必要なサービスにつなげる支援を行います。	高齢者福祉課
7	高齢者の学習機会・情報の提供	千葉県生涯大学校の案内を行い、学習意欲のある高齢者の学習機会の場、情報を広く提供します。	高齢者福祉課
8	高齢者虐待防止対策の実施	虐待を受けた高齢者の相談に応じ、高齢者本人及び養護者に対し、支援を行います。	高齢者福祉課
9	高齢者生きがい対策事業の実施	高齢者が健康で生きがいを持って暮らし、積極的に地域社会活動に参加できるように、各種スポーツ大会・芸能大会等の支援を行います。	高齢者福祉課
10	男女共同参画の視点に立った高齢者の学習機会・情報の提供	高齢者を対象とした学習機会等の情報を広く提供するとともに、開催日程や内容等に配慮し、性別にかかわらず高齢者が参加しやすい講座の実施に努めます。	中央公民館
11	高齢者への就労支援の実施	能力と経験を併せ持つ高齢者の就労機会の確保を図るため、シルバー人材センター等への活動を支援します。	まちづくり振興課

◆施策の方向②　障がい者の自立した生活に対する支援

障がい者が、家庭や地域で安心して暮らせる環境を整備します。

NO.	主な取組	内　容	担当課
1	障がい者自立支援給付事業の実施	関係機関と連携し、利用者の希望を考慮し、介護給付等のサービスを提供します。	障がい福祉課
2	障がいのある人への就労支援	福祉的就労の場の提供や関係機関と連携を図り、一般企業への雇用の啓発を推進します。	障がい福祉課
3	成年後見人申立事業の実施	障がい者本人の意思を尊重し、地域で安心して暮らせるよう保護し、支援します。	障がい福祉課
4	福祉の生活環境の整備	安心して地域で生活ができるよう住宅の改修や確保、外出しやすい生活環境の整備を支援します。	障がい福祉課
5	こころの健康相談の実施	こころの悩みや不安について、専門スタッフが相談に応じます。	障がい福祉課

◆施策の方向③　ひとり親家庭や外国人市民などへの支援

ひとり親家庭や外国人市民など、それぞれの状況に応じた支援を行うとともに、性的マイノリティを含む多様な性や生き方についての理解促進を図り、誰もが尊重され、安心して暮らせる社会づくりに努めます。

NO.	主な取組	内　容	担当課
1	在住外国人への情報提供	ホームページ等で多言語表記ややさしい日本語を使用し、外国人への情報提供の充実に努めます。	秘書広報課
2	ごみカレンダー多言語版の配布	ごみカレンダーの日本語表記以外のものを作成し、配布します。	クリーン推進課
3	母子父子寡婦福祉資金の貸付相談の実施	母子・父子世帯及び寡婦世帯の経済的自立を応援するために、貸付の相談を実施します。	子育て支援課
4	ひとり親家庭等医療費の助成	母子家庭・父子家庭等に健康保険が適用となる医療費や調剤費を助成します。	子育て支援課
5	母子家庭等自立支援給付金の支給	ひとり親家庭の父母の自立を支援するため、当該父母が雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等を受講した際の費用の一部を助成します。	子育て支援課
6	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
7	ひとり親家庭の保育所・児童クラブへの入所の配慮	ひとり親家庭の親が就業等を安心して行えるように、保育所・児童クラブへの優先入所に配慮します。	子育て支援課
8	国際理解の推進	国際関係団体と連携して、市民の国際感覚の醸成を促します。	まちづくり振興課
9	日本語教室の開催	市内在住の外国人が日本語を身につけることで地域社会に参画できるよう、日本語教室などの開催に努めます。	まちづくり振興課
10	国際交流イベントの開催	多文化共生への理解を深めるとともに、国籍や性別に関わらず誰もが地域社会の担い手として活躍できるつながりを育みます。	まちづくり振興課
11	多様性の尊重に関する広報・啓発	性的マイノリティや多様性に関する理解を深めるため、広報誌やホームページ等を活用した啓発記事の掲載や、市民向けの情報発信を行います。	企画政策課

◆施策の方向④　男女共同の視点に立った防災・防犯対策の推進

男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策を推進し、安全・安心して暮らせるまちづくりに努めます。

NO.	主な取組	内　容	担当課
1	男女共同参画の視点を取り入れた防災計画づくり	地域防災計画が、十分に女性の視点を盛り込んだ計画となっているかを点検し、必要に応じて見直しを行います。	防災課
2	男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営マニュアルづくり	避難所運営マニュアルについて、必要に応じて見直しを行います。	防災課
3	男女共同参画の視点を取り入れた防災用品の整備(備蓄倉庫)	市が備蓄する防災用品について、必要となる品目が整備されているかを女性の視点から点検し、必要に応じ整備を行います。	防災課
4	自主防犯組織の育成	各自治会等において、防犯意識を持ち、自主的に活動できるように講話を開催します。	防災課
5	防犯パトロール活動の推進	新たな防犯パトロール隊の結成に向けた支援体制を整えます。 また、移動交番の設置、青色パトロールカーによる防犯パトロール等により防犯体制を強化します。	防災課
6	防犯カメラ設置の推進	市内に防犯カメラを設置し、市民を見守るとともに街頭犯罪の抑止効果を高めます。	防災課
7	LED 防犯灯の設置	市内全域における防犯対策として、防犯灯を設置します。	防災課
8	防犯情報の提供	犯罪被害に遭わないよう注意喚起するため、犯罪被害発生情報や不審者情報など、正確な情報を迅速に提供します。	防災課
9	交通安全活動の推進	交通安全団体を支援し、協働して、街頭啓発などの交通安全活動を実施します。 広報、メール配信等の媒体を活用した交通安全に係る情報提供を行います。	防災課
10	こども 110 番の家支援事業の実施	地域でこどもを守る「こども 110 番の家」活動を支援し、協力家庭の増加や周知を行います。	生涯学習課

施策項目８　　生涯を通じた健康づくりの推進

◆現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提といえます。心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要です。特に、女性は妊娠・出産など生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

これらの観点から、男女が互いの性差に応じた健康についての理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組、男女の性差に応じた健康を支援するための取組を総合的に推進することが必要です。

◇評価指標

NO.	指　　標　　名	現状値(R8年度)	目標値(R13年度)	担当課
15	妊産婦・新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問率	100%	100%	健康増進課
16	母親学級の募集数に対しての参加率	70.3%	100%	健康増進課

◆施策の方向①　生涯を通じた男女の健康支援の推進

男女の性差に応じた健康を支援するための取組を推進します。

NO.	主な取組	内　容	担当課
1	各種検診の実施	男女の健康づくりに向けて、成人の検診を実施します。	健康増進課
2	健康相談の実施	心身の健康に関する相談に応じ、指導を行います。また、食生活を見直し、測定や相談を行います。	健康増進課
3	各種健康教育の充実	生活習慣病についての理解を深め、日常生活での改善を図り、生活習慣病を予防し、健康の保持増進を図ります。	健康増進課
4	訪問指導の実施	訪問による保健指導が必要な方に対して、個々のケースに応じた指導等を行います。	健康増進課
5	保健推進員活動の充実	各種検診等の普及・推進や健康保持増進に必要な知識・技術の普及のため、伝達講習会等を実施します。	健康増進課
6	性差医療[11]に関する情報の収集・提供	女性と男性の身体の仕組みの違いを考慮して行う性差医療について、相談や情報の収集・提供を行います。	健康増進課
7	自殺対策の推進	自殺死亡者率の減少を目指して、健康相談や情報提供を行います。	健康増進課
8	薬物乱用防止対策の推進	健康に重大な影響を及ぼす薬物の乱用防止のため、啓発活動を通じ、市民の薬物乱用防止意識の高揚を図ります。	健康増進課

◆施策の方向②　安心して妊娠・出産等できる環境づくりの推進

妊娠・出産期は、女性の健康支援にとっての大きな節目であり、地域において安心・安全にこどもを産み育てることができるよう、妊娠・出産等の支援体制を構築します。

NO.	主な取組	内　容	担当課
1	妊産婦・新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問の実施	妊産婦・新生児・乳児に訪問指導を行い、新生児や乳幼児の健全育成を図り、養育者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるように支援します。	健康増進課
2	妊娠届出・母子健康手帳の交付	妊娠から出生及び６歳までの乳幼児の健康状態や健診結果、予防接種状況を記録し、健康管理の推進を図ります。	健康増進課
3	母親学級「ママになろう！ハッピールーム」の実施	妊婦、パートナーや家族を対象に、妊娠・出産・育児に対しての正しい知識を普及し、子育てに対する不安解消と家族の育児協力体制を作ります。	健康増進課
4	産後ケア事業の実施	出産後の母子の心身の回復と安定を促進し、母親の育児不安の解消とセルフケア能力を育むことで母子とその家族が安心して子育てができるように支援します。	こども家庭センター 健康増進課

[11]性差医療とは、男女の様々な差異により発生する疾患や病気の差異を念頭に置いて行う医療のことです。

基本目標Ⅳ　男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤づくり

施策項目９　　男女共同参画の意識づくり

◆現状と課題

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。しかしながら、人々の意識や慣習の中には、根強く固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在しています。また、表立って性別の区分を設けていないものであっても、性別を理由に自由な活動を選択しにくくしていたり、男女の扱いが不平等なものになっていたりする場合があります。

全ての人が職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍し、平等と感じられる社会を実現するためには、女性だけでなく、男性、高齢者、若者、こども等あらゆる人々に対する男女共同参画の意識づくりが必要です。

男女共同参画社会を実現していく上で、固定的な性別役割分担意識、性差に対する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題となっています。

◇評価指標

NO.	指　　標　　名	現状値(R8 年度)	目標値(R13 年度)	担当課
17	「男性は仕事、女性は家事･育児」といった固定的な性別役割分担意識を持たない人の割合 （男女共同参画社会に関する市民意識調査）	54.5%	57.0%	企画 政策課
18	市民の男女共同参画に関する意識調査の実施	現計画中に１回	現計画中に１回以上	企画 政策課

◆施策の方向①　男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進

男女共同参画の理解と意識づくりに向けた、広報・啓発活動を推進します。

NO.	主な取組	内　容	担当課
1	広報、ホームページ等による男女共同参画の啓発	広報、ホームページを活用し、男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動を推進します。	企画政策課
2	人権尊重についての広報・啓発	広報による人権週間の周知や人権擁護委員の人権啓発活動をサポートします。また、人権相談の周知を図ります。	総務課

◆施策の方向②　男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・整備・提供

市民の男女共同参画に関する意識や現状及び課題を把握するための調査研究及び男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供を行います。

NO.	主な取組	内　容	担当課
1	市民の男女共同参画に関する意識調査の実施	市民の男女共同参画に関する意識や課題を把握するため、意識調査を実施します。	企画政策課
2	市職員の男女共同参画に関する意識調査の実施	市職員の男女共同参画に関する意識や課題を把握するため、意識調査を実施します。	企画政策課

施策項目１０　一人一人を大切にする教育・学習の充実

◆現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎となるのが、教育・学習です。令和７年男女共同参画に関する市民意識調査によると、学校教育の場での男女平等意識に関して、「平等」と感じる人の割合が約５割を占め、他の分野に比べると相対的に男女の平等意識が高い水準となっています。より一層の男女共同参画についての理解を深めるためには、学校・家庭・地域・職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女とも一人一人が思いやりと自立の意識を育み、男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実を図ることが重要です。

◇評価指標

NO.	指　　標　　名	現状値(R8 年度)	目標値(R13 年度)	担当課
19	学校人権教育研修会の開催	年１回	年１回	学校教育課

◆施策の方向①　学校教育・社会教育等における男女共同参画の推進

男女共同参画の意識を広く普及・浸透させるため、男女共同参画や人権尊重の理念を身につける学習環境を整備するとともに、社会教育においても男女共同参画についての理解の推進を図ります。

NO.	主な取組	内　容	担当課
1	教育相談の実施	充実した学校生活や学習支援を実現し、より開かれた学校づくりを推進していくために、カウンセラーによる相談体制の充実を図ります。	学校教育課
2	教職員研修の実施	男女共同参画や人権教育に関する研修を充実し、教職員の育成と、学校教育の充実に努めます。	学校教育課
3	適切な性教育の実施	小・中学生に対して、性教育の授業の実施、講演会の実施等により、発達段階に応じた適切な性教育指導を行います。	学校教育課
4	薬物乱用防止対策の推進	小・中学生に対して、健全育成講話や授業の中で薬物乱用防止について指導します。また、教職員への研修も充実します。	学校教育課
5	学校における男女平等教育の推進	人権尊重教育の一環として、男女平等について学ぶ授業を行います。	学校教育課
6	家庭教育相談事業の実施	家庭教育指導員が、乳幼児教育に関することや、学校生活・交友関係の心配ごとに関する相談を実施します。	生涯学習課
7	思春期健康教育事業の実施	小学生男女を対象に、命の大切さや二次性徴に関する正しい知識を身につけ、お互いの性の理解を深め、望ましい性行動について理解を促します。	健康増進課
8	社会教育振興大会の開催	青少年や成人を対象とした組織的な教育活動である社会教育活動に取り組んでいる人や市民が集う場として、社会教育功労者の表彰・成果の発表・講演を行います。	生涯学習課
9	輝く女性の研修会の実施	市民(女性)が元気になる講演会を開催し、明るい街づくりを目指します。	生涯学習課

◆施策の方向②　多様な選択を可能とする学習の推進

性別による無意識の思い込みに囚われることなく、こども・若者が自らの個性や能力を活かして、主体的に将来や進路を選択できるよう、教育や啓発を通じた支援を推進します。

NO.	主な取組	内　容	担当課
1	若年層における主体的な進路選択の支援	児童・生徒等の若者が、固定観念にとらわれず、自らの個性や能力を活かして主体的に将来の進路を選択できるよう、多様なキャリア形成に関する情報の提供や啓発に努めます。	学校教育課
2	若年層に向けた男女共同参画の普及・啓発	若い世代を対象に、固定観念にとらわれない生き方や性別役割分担に関する普及・啓発を行い、早い段階からの意識づけを図ります。	企画政策課

施策項目１１　推進体制の整備・強化

◆現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、地域の実情やニーズを踏まえながら、男女共同参画施策を総合的かつ効果的に推進していくとともに、行政だけでなく関係機関や地域団体等と連携・協働しながら取り組むことが重要です。

また、男女共同参画センターは男女共同参画施策の推進拠点として法的に位置づけられるとともに、「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」が公表され、男女共同参画センターに求められる役割や機能が示されました。

ガイドライン等を踏まえ、男女共同参画センターに求められる機能の充実・強化を図りながら、男女共同参画施策を推進していく必要があります。

◇評価指標

NO.	指　標　名	現状値(R8年度)	目標値(R13年度)	担当課
20	男女共同参画に関する情報発信回数	年４回	年４回	企画政策課

◆施策の方向①　男女共同参画センターとしての機能強化

男女共同参画に関する地域の実情やニーズを踏まえた取組を効果的に進めていくため、男女共同参画センターとしての機能を強化していきます。

NO.	主な取組	内　容	担当課
1	男女共同参画センターとしての機能強化	県や関係機関と連携しながら、男女共同参画センターに求められる機能を担う体制を確保します。	企画政策課
2	国や県の相談体制の周知	男女共同参画に関する相談窓口について広報紙やホームページ等を活用して周知します。	企画政策課

◆施策の方向②　多様な主体との連携

男女共同参画社会を実現するため、地域の実情に合わせて、民間団体等と連携・協働しながら、男女共同参画の理解について働きかけます。

NO.	主な取組	内　容	担当課
1	千葉県男女共同参画地域推進員との連携	県・地域推進員と連携し、地域における男女共同参画に関する情報交換や広報・啓発活動等を行います。	企画政策課
2	地域団体・産業団体との連携	地域団体や産業団体等と情報共有や意見交換を行い、男女共同参画に関する理解の促進や取組の推進に向けた連携・協働を進めます。	企画政策課

◆施策の方向③　地域の課題解決のための企画立案等への参画

地域の課題や市民ニーズを踏まえ、関係部署等との連携を図りながら、男女共同参画の視点を取り入れた施策の推進を支援します。

NO.	主な取組	内　容	担当課
1	男女共同参画センター等の知見を活かした施策推進と連携強化	男女共同参画の視点を各種施策に反映させるため、庁内各部課が策定する計画や実施する事業等の企画・立案に際し、情報提供や助言を行います。	企画政策課

第４章　推進体制

本計画にある広範かつ多岐にわたる取組を着実に展開し、実効性を確保するためには、市民や事業所、各種団体等の理解と協力が必要となります。そのために、関係機関がそれぞれの機能を十分に発揮するとともに、関係機関間で連携することができるよう、推進体制の整備及び強化に向けた支援の充実やＰＤＣＡマネジメントサイクルの考えに基づいた進行管理が必要です。

(1)　市の役割

市は、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組み、市民、事業所、教育関係者等と連携協力し、基本理念に掲げる社会の実現を図ります。

庁内各課と連携し、計画の進行管理をします。また、市職員に対する男女共同参画の周知及び啓発を行います。

(2)　市民の役割

市民は、男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画社会づくりに協力することをその役割とします。

(3)　国、県との連携強化

国、県と連携を図り、相互協力して効果的な施策の推進に努めます。

千葉県男女共同参画地域推進員を推薦し、地域における男女共同参画社会づくりを推進します。

(4)　地域団体・事業所等の役割

地域団体・事業所等は、その事業活動に関し、法律の精神に則り、積極的な男女共同参画推進に努め、また、市が行う男女共同参画推進の施策に協力することをその役割とします。

(5)　教育関係者の役割

教育を行う過程において、基本理念に配慮する必要があります。

(6)　計画の適正な進行管理

施策の実施状況や指標の達成度を把握し、評価を行い、適正な進行管理に努めます。

評価指標一覧

基本目標Ⅰ　あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の推進

NO.	指　　標　　名	現状値(R8 年度)	目標値(R13 年度)	担当課
1	審議会等の女性委員の割合	23%	30%	企画政策課 関係各課
2	管理的地位にある職員(本庁)に占める女性職員(本庁)の割合	17.1%	増加を 目指します	総務課
3	家族経営協定書の締結件数	71 件	81 件	農政課
4	待機児童数（保育園）	10 人	0 人	子育て 支援課
5	市男性職員の育児休業取得の状況	14.7%	増加を 目指します	総務課
6	各種公民館主催学習講座数	20 講座	20 講座	中央 公民館
7	まなびぃガイド発行回数	年 2 回	年 2 回	生涯 学習課

基本目標Ⅱ　働く場における女性活躍の推進

NO.	指　　標　　名	現状値(R8 年度)	目標値(R13 年度)	担当課
8	女性が働きやすい環境にあると思う市民の割合 (男女共同参画社会に関する市民意識調査)	26.9%	80%	企画 政策課
9	広報誌・ホームページを利用したワーク・ライフ・バランスの啓発	未実施	年 1 回以上	企画 政策課

基本目標Ⅲ　誰もが健康で安全・安心に暮らせる社会の実現

NO.	指　標　名	現状値(R8 年度)	目標値(R13 年度)	担当課
10	DV を受けたときに相談した方の割合 (男女共同参画社会に関する市民意識調査)	28.6%	増加を 目指します	子育て 支援課
11	児童虐待防止に係る広報掲載及び啓発物配布回数	年 14 回	年 15 回	子育て 支援課
12	女性相談員の配置及び研修等による資質向上	2 名 年 13 回程度	2 名以上 維持継続	子育て 支援課
13	国際交流イベントの実施	年 1 回	年 1 回以上	まちづくり 振興課
14	自主防犯組織の結成数(累計)	14 団体	16 団体	防災課
15	妊産婦・新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問率	100%	100%	健康 増進課
16	母親学級の募集数に対しての参加率	70.3%	100%	健康 増進課

基本目標Ⅳ　男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤づくり

NO.	指　標　名	現状値(R8 年度)	目標値(R13 年度)	担当課
17	「男性は仕事、女性は家事・育児」といった固定的な性別役割分担意識を持たない人の割合 (男女共同参画社会に関する市民意識調査)	54.5%	57.0%	企画 政策課
18	市民の男女共同参画に関する意識調査の実施	現計画中に 1 回	現計画中に 1 回以上	企画 政策課
19	学校人権教育研修会	年 1 回	年 1 回	学校 教育課
20	男女共同参画に関する情報発信回数	年 4 回	年 4 回	企画 政策課

資　料　編

第４次八街市男女共同参画計画策定経過

時　　期	内　　容
令和７年　６月	第４次八街市男女共同参画計画策定方針の策定
令和７年　８月	男女共同参画社会に関する市民意識調査の実施
令和７年　８月	男女共同参画社会に関する職員意識調査の実施
令和８年　６月	八街市男女共同参画計画策定本部策定本部の設置
令和８年　７月	八街市男女共同参画社会づくり推進懇話会の設置
令和８年　７月	第１回　八街市男女共同参画計画策定本部策定本部会及び策定委員会の開催（書面開催） ・次期男女共同参画計画のスケジュールについて ・次期男女共同参画計画体系図(案)について
令和８年　７月	第１回　八街市男女共同参画社会づくり推進懇話会の開催 ・次期男女共同参画計画のスケジュールについて ・市民及び職員意識調査の結果報告について
令和８年１０月	第２回　八街市男女共同参画社会づくり推進懇話会の開催 ・第４次八街市男女共同参画計画（案）について
令和８年１０月	第２回　八街市男女共同参画計画策定本部策定本部会及び策定委員会の開催（書面開催） ・第４次八街市男女共同参画計画（案）の記載内容について
令和８年１１月	パブリックコメント手続きの実施
令和９年　１月	第３回　八街市男女共同参画社会づくり推進懇話会の開催 ・パブリックコメントの実施結果について ・意見書（案）について
令和９年　１月	第３回　八街市男女共同参画計画策定本部策定本部会及び策定委員会の開催（書面開催） ・第４次八街市男女共同参画計画（案）の確認について
令和９年　３月	第４次八街市男女共同参画計画策定

八街市男女共同参画社会づくり推進懇話会名簿

（◎：委員長、○：副委員長）

	委員氏名	所　　属　　等
1	◎秋　葉　忠　久	八街市総務部長
2	岩　間　友紀子	八街市健康福祉部長
3	曽　田　哲　也	千葉県総合企画部多様性社会推進課男女共同参画室長
4	鈴　木　美佐子	八街市連合婦人会　会長
5	小　菅　知世子	八街商工会議所　女性会長
6	伊　藤　恵美子	千葉みらい農業協同組合八街地区　女性部　会長
7	辻　　節　夫	八街市民生委員・児童委員協議会　会長
8	目　良　葉　子	人権擁護委員
9	○田　上　裕　美	千葉県男女共同参画地域推進員
10	田　中　裕　子	八街市母子・父子自立支援員
11	大　橋　さゆり	女性相談支援員
12	本　間　照　美	八街市小中学校校長会会長
13	舩　木　義　江	公募市民

八街市男女共同参画社会づくり推進懇話会設置要領

（設置）

第１条　男女共同参画計画を策定するにあたり、男女共同参画社会の実現及び市民と協働による計画づくりの推進を図るため、八街市男女共同参画社会づくり推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　懇話会は、男女共同参画社会の実現をめざすため、市民の視点から意見交換、討議をすることによりその基本的な方向性を明確にし、男女共同参画計画策定に関する意見を取りまとめ、市長へ提言を行うものとする。

（組織等）

第３条　懇話会は、１５人以内の委員で構成し、次に掲げる者を市長が委嘱する。

（１）　行政関係者

（２）　団体関係者

（３）　各種委員

（４）　学識経験者

（５）　市民活動に積極的に取り組んでいる市民（公募）

（任期）

第４条　懇話会委員の任期は、第２条に規定する業務が終了したときまでとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　懇話会に、委員長及び副委員長各１人を置く。

２　委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選により定める。

３　委員長は、懇話会を代表し、会議を総理する。

４　委員長は懇話会を招集し、会議の議長となる。

５　副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき、その職務を代理する。

（報償等）

第６条　懇話会委員には、報償等は支給しない。

（市の役割）

第７条　市の役割は次のとおりとする。

（１）　懇話会の開催及び運営を支援する。

（２）　必要に応じて資料、情報等の提供をするとともに、職員を会議に参加させる。

（庶務）

第８条　懇話会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

（補則）

第９条　この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

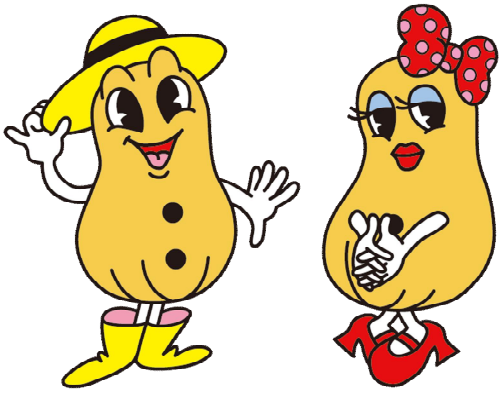

八街市イメージキャラクター　ピーちゃん　ナッちゃん

第４次八街市男女共同参画計画
令和９年３月
千葉県 八街市 総務部 企画政策課

〒289-1192
八街市八街ほ 35 番地 29
TEL：043-443-1114
FAX：043-444-0815
市ホームページ：http://www.city.yachimata.lg.jp/